

昭和四和四月十五日第二種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日が休日には、その
日を除く)

第二条中「次の各号」を「次の表」に改め、各号を削り、同条に次の表
を加える。

目 次

◆規 則 道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

規 則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十二号

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則

規則の一部を改正する規則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則
(昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十一号) の一部を次のように改正す

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

手数料	許可申請	道路交通法第七十七条第一項第一号、第二号及び第四号に係る許可の申請	道路交通法第七十七条第一項第三号に係る許可の申請	分
許可証再交付手数料	使用期間が四日以上のもの	四百円	四百円	手数料の額
	使用期間が四日未満のもの	二百円	二百円	